附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）　公布の日

二　第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定（二条を加える部分に限る。）並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第六条の改正規定　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の三第二項、第四項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の七中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画若しくは協定」を「事業契約」に改める。

附則第十一条第六項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

附則第十五条第二十二項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条第八項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

附則第十五条第二十二項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条第二十五項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは第二号又は第四号」を「、第二号、第四号又は第四号の二」に、「若しくは船舶又はダム使用権」を「、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権」に改める。

第十一条第一項中「又はダム使用権」を「、ダム使用権又は公共施設等運営権」に改める。

別表第一第四号の次に次のように加える。

四の二　公共施設等運営権の登録（公共施設等運営権の信託の登録を含む。）		
(一)　設定の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
(二)　移転の登録		
イ　法人の合併による移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の五
(三)　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(四)　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五)　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
(六)　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(七)　信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
イ　抵当権の信託の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	公共施設等運営権の件数	一件につき千円
(八)　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(七)までに掲げるものを除く。）	公共施設等運営権の件数	一件につき千円
(九)　登録の抹消	公共施設等運営権の件数	一件につき千円

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項の前に次のように加える。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（破産法の一部改正）

第六条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「漁業権」の下に「、公共施設等運営権」を加える。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦